

★ 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第五十九号）（税務課）

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十九号）の施行期日を令和四年十二月五日とすることとした。